

令和 5 年 12 月定例会

提出議案（概要）

- 議案第 175 号
北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について

総 務 局

議案第175号

「北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について」

1 議案提出理由

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を考慮し、給料表の改定等を行うとともに、地方自治法の改正に伴い、令和6年4月から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することから、関係規定を改めるもの。

2 関係条例

- (1) 北九州市職員の給与に関する条例
- (2) 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (3) 北九州市職員の育児休業等に関する条例
- (4) 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

3 改正内容

(1) 北九州市職員の給与に関する条例

ア 給料表の改定（給与改定率 0.93%）

人事院勧告における同種俸給表の改定傾向等を考慮し、初任給を始めとした若年層に重点を置くとともに、子育て期でもある中堅層や高齢層にも一定配慮した、全体的な改定を行う。

イ 初任給調整手当の改定

医療職給料表（1）の適用を受ける職員（医師、歯科医師）に対する支給月額の限度額を308,600円から309,200円に改定する。

ウ フルタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当の新設

フルタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、関係規定を改める。

(2) 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、関係規定を改める。

(3) 北九州市職員の育児休業等に関する条例

育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6箇月以内に勤務した期間がある職員に勤勉手当を支給するため、関係規定を改める。

(4) 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

給料表の改定に伴い、経過措置として定める暫定再任用職員の給料月額の改定を行う。

4 施行期日

- 3 (1) ア、イ及び(4)は、規則で定める日（令和5年4月1日適用）
- 3 (1) ウ、(2) 及び(3)は、令和6年4月1日